

和歌山大学紀伊半島価値共創基幹規則

制 定 平成28年 3月25日

法人和歌山大学規程 第2227号

最終改正 令和 7年 3月28日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山大学紀伊半島価値共創基幹（以下「基幹」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 基幹は、紀伊半島が抱える課題の解決と地域の事業発展について、自治体・企業等と連携した教育研究の展開により、地域社会の発展及び教育に寄与することを目的とする。

(構成機関)

第3条 基幹は、次の各号に定める附属機関及び第7条第1項に定める地域連携室で構成する。

- (1) 地域協働ネットワークセンター
- (2) 食農総合研究教育センター
- (3) 災害科学・レジリエンス共創センター
- (4) 紀州経済史文化史研究所

(業務)

第4条 基幹は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域の諸機関と連携した地域課題の解決に資する研究や取組に関すること
- (2) 地域と協働した児童、生徒、学生及び社会人の学びの高度化に関すること
- (3) 地域の農産物、食品の付加価値を高め、農林業と食、健康、環境に関する研究を推進すること
- (4) 地域防災の向上に資する研究や取組に関すること
- (5) 紀州地域の経済、文化の史的研究及び人と自然に関する研究並びにそれらに関する資料データの収集・整理等
- (6) その他地域社会の発展及び研究の促進に寄与すること

(基幹長)

第5条 基幹に、基幹長を置き、学長をもって充てる。

2 基幹長は、基幹を代表し、意思決定の最終責任者としてその運営にあたる。

(副基幹長)

第6条 基幹に、副基幹長を置く。

2 副基幹長は、学長が任命する。

3 副基幹長は、基幹長を補佐し、基幹長に事故があるときは、その職務を代理する。

(地域連携室)

第7条 基幹に、和歌山地域連携室及び南大阪地域連携室（以下「連携室」という。）を置く。

2 連携室に室長を置き、学長が任命する。

3 連携室にサテライト及びラーニングスペース（以下「サテライト等」という。）を置くことができる。

4 サテライト等については別に定める。

(専任教員)

第8条 基幹に専任の教員を置くことができる。

(推進会議)

第9条 基幹に、第4条に規定する業務に関する重要事項を審議する推進会議を置き、次の各号の役職員をもって組織する。

- (1) 基幹長
- (2) 副基幹長
- (3) 地域協働ネットワークセンター長
- (4) 食農総合研究教育センター長
- (5) 災害科学・レジリエンス共創センター長
- (6) 紀州経済史文化史研究所長
- (7) 研究・社会連携課社会連携室長
- (8) その他基幹長が必要と認めた者

(議長)

第10条 推進会議に議長を置き、前条第1号の役職員をもって充てる。

(開会)

第11条 推進会議は、過半数が出席しなければ、開くことができない。

(議決)

第12条 推進会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第13条 推進会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第14条 推進会議の下に、特定の事項を検討させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 前項の専門部会に関する事項は、別に定める。

(事務)

第15条 基幹及び推進会議の事務は、研究・社会連携課社会連携室において処理する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、和歌山大学地域イノベーション機構規則（法人和歌山大学規程第1767号）は、廃止する。

附 則（令和4年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2415号）

この改正規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2518号）

この改正規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2679号）

この改正規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2810号）

この改正規則は、令和7年4月1日から施行する。